

車券の購入は20歳になってから。競輪・オートレースは適度に楽しみましょう。

未成年者は、自転車競技法及び小型自動車競走法により車券(勝車投票券)を購入したり、譲り受けてはならないことになっています。

※自転車競技法抜粋

第9条 未成年者は、車券を購入し、又は譲り受けてはならない。

※小型自動車競走法抜粋

第13条 未成年者は、勝者投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

---

いわゆる「ギャンブル依存症」のご相談については、以下までお問い合わせください。

公益財団法人 JAK お客様相談コーナー

電話番号:03-3239-9420(電話受付時間:平日 10:00-17:00)

メー ル:webmaster@keirin-autorace.or.jp

◎ 車券の購入は20歳になってから。

未成年者は、自転車競技法第9条により、  
車券を購入し、又は譲り受けることはできません。

◎ 競輪は適度に楽しみましょう。

車券の購入にのめり込んでしまう不安のある方は以下までお問合せください。

◀ 公益財団法人 JKA お客様相談コーナー ▶

☎ 03-3239-9420 (受付時間:平日10:00~17:00)

✉ webmaster@keirin-autorace.or.jp

函館競輪開催執務委員長

